

# 「関西文化学術研究都市の建設に関する計画(奈良県域)」(建設計画)の変更について(概要)

○令和4年6月、生駒市が学研高山地区第2工区マスタープランを策定し、「産業を中心としたまちづくり」とする方向性を打ち出した。  
先行開発地区では、**令和6年12月に土地区画整理準備組合が設立**など、事業実施に向けた検討が進められているところ。  
○このようなことから、学研高山地区第2工区における事業実施に向けた進捗が図られていると考え、建設計画の高山地区のまちづくりの方向性を、**住宅を中心としたまちづくりから、産業を中心としたまちづくりへ変更**します。

## 1. 建設計画の概要

- ・関西文化学術研究都市建設促進法第5条第1項の規定に基づき県が昭和63年3月作成。  
(平成2年7月、平成9年7月、平成21年3月、平成26年6月変更)
- ・奈良県域の学研都市についての総合計画であり都市機能、施設整備の方向、人口規模、土地利用の方針、各文化学術研究地区の配置・土地の利用に関する事項、文化学術研究施設の整備に関する事項等を規定。

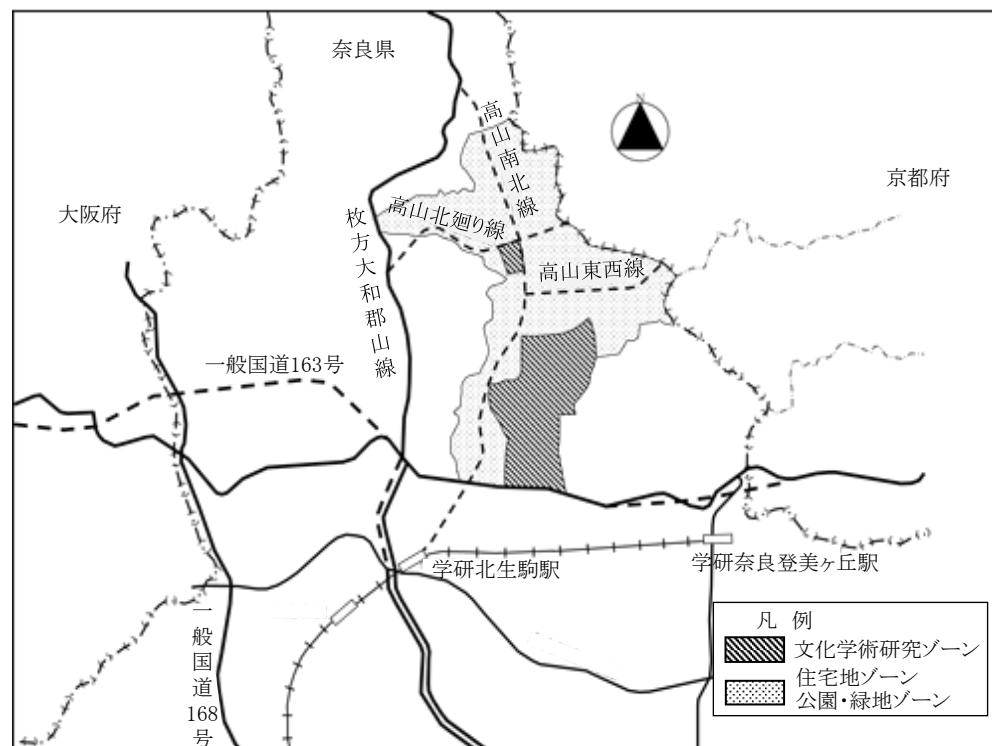
## 変更等スケジュール

令和7年7月 パブリックコメント  
10月 建設計画変更

## 2. 主な変更点

### 【現行】

- (1)機能別土地利用面積  
「文化学術研究ゾーン」 約78ha  
「住宅地ゾーン、公園・緑地ゾーン」 約255ha
- (2)立地制限 研究開発型産業施設のみ立地可
- (3)土地利用図



### 【変更案】

- (1)機能別土地利用面積  
「文化学術研究ゾーン」 約45ha  
「住宅地ゾーン」 約30ha  
「文化学術研究ゾーン、センターゾーン、公園・緑地ゾーン」 約258ha
- (2)立地制限  
現行に加え、**文化学術研究を支援する産業施設等も可**
- (3)土地利用図

